

名古屋市告示第303号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 6月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ハートネット治療 院	名古屋市中村区岩塚町字小池 1番地 の12	令和 7年 2月19日
林 真由美		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課